

総務省の「今」を伝える情報誌

総務省



Ministry of
Internal Affairs and
Communications

MIC

特集

平成29年
3月1日(水)▽7日(火)
春季全国火災
予防運動を
実施します！

地方のかがやき

金剛山の麓^{ふもと}にある
大阪府内、唯一の村

大阪府千早赤阪村

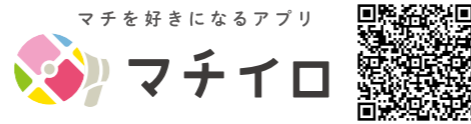
2017

March

Vol.195

3

月号



和菓子歳時記

甘味を通してニッポンの四季を知る

3 弥生

四季折々に変化する私たちの国、ニッポン。はるか昔から日本人は、移ろいゆく季節を愛でる様々な行事を催し、その都度、趣向をこらした美しい和菓子を添えて楽しんできました。和菓子の向こうに広がる、古き良き日本の文化をご紹介します。

菱餅

ひしもち



時代とともに 変化をとげた菱餅

女の子の健やかな成長を祝う「雛祭り」。雛壇に飾られる、桃・白・緑の菱餅や雛あられは華やかでうっとりしてしまいますが、これらは眺めて愛でるもの。実際にこの季節によく食べられる和菓子は草餅が多いようです。

もともと菱餅のルーツは、この草餅にあると言われています。古代中国から伝わった「上巳節^{じょうし}」に薬草を入れた餅を食べる風習がありました。草餅から菱餅へと形を変えたのは江戸初期のこと。緑色の草餅に、子孫繁栄と長寿の力があるとされる菱の実を入れた白い餅を組み合わせ、2色の菱餅へ。3色の菱餅が使われるようになったのは明治に入ってから。桃の花の色を加えたとか、魔除けの色である赤を加えたなどと言われています。

信長に献上された こんぺいとう

西洋文化に強い関心を持っていたと言われる織田信長。宣教師ルイス・フロイスが残した書状には、「二条城に信長を訪ねた際、ろうそく数本とフラスコに入れたこんぺいとうを贈った」と記されています。まだ砂糖が貴重で甘味に乏しい時代だっただけに、信長はこの甘く珍しい形をした菓子をこのほか喜んだのだとか。

※このいわれについては諸説あります。 *3月最初の巳の日に厄払いをする行事

20	大阪府 千早赤阪村	地方のかがやき
18	MIC NEWS 04	インターネットで行政手続を利用できます！
16	MIC NEWS 03	活用しよう！在外選挙制度
14	MIC NEWS 02	高校生 ICT Conference
12	MIC NEWS 01	春のあんしんネット・新学期一斉行動について
08	MIC FOCUS 01	国民視点の行政を実現する行政評価局調査
04	特集	平成29年3月1日(水)▽7日(火) 春季全国火災予防運動を実施します！



くらしの中に総務省

旅とはちがう、ふるさとへ。
ふるさと
ワーキングホリデー



「ふるさとワーキングホリデー」第一弾、実施中！

「ふるさとワーキングホリデー」の第一弾が、北海道、福島県、兵庫県、奈良県、山口県、愛媛県、佐賀県、熊本県で実施中です。ふるさとワーキングホリデーは、都市部の若い人たちに、一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら地域住民との交流や学びの場を通して、地方をまるごと体感

してもらおうというものです。若い人たちにとっては、通常の旅行では味わえない「地域のよさ」を味わい、「地域とのかかわり」を深める機会となり、地方にとっても、地域の魅力を知ってもらう機会となります。詳細は「ふるさとワーキングホリデーポータルサイト」をご覧ください。

● ふるさとワーキングホリデーポータルサイト
<http://www.soumu.go.jp/furusato-workingholiday/>



消しましょう その火その時 その場所で

平成29年3月1日(水)▶7日(火)

春季全国火災予防運動 を実施します!

平成27年の1年間に、全国で発生した火災の総件数は、39,111件。
1日あたり約100件の火災が発生していたことになります。
火災を未然に防ぐために、国民一人ひとりが、防火意識を高めることが大切です。

実施要綱に定める重点目標

住宅防火対策の推進



特定防火対象物等における
防火安全対策の徹底



林野火災予防対策の推進



製品火災の発生防止に
向けた取組の推進



放火火災防止対策の推進



多数の者が集合する催しに
対する火災予防指導等の徹底



毎年千人前後の方が 住宅火災の犠牲に

平成27年中の火災による総死者数は1563人で、このうち、住宅火災による死者数は、放火自殺者などを除くと914人と半数以上を占めています。

近年の住宅火災の死者数は千人前後の高い値を推移しており、多くの尊い生命が失われる状況が続いています。これら火災による犠牲者を減らすためには、日頃から一人ひとりが生活の中で防火意識を高めることが大切です。

消防庁では、今年も3月1日(水)から7日(火)までの7日間、「春季全国火災予防運動」を実施します。

今回の火災予防運動では、たばこ火災に係る注意喚起広報の実施や古くなった住宅用火災警報器の交換の推奨や、各世帯の状況に応じて連動型住宅用火災警報器等への取り替えをすることをはじめとする「住宅防火対策の推進」「放火火災防止対策の推進」「多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底」といったことを重点目標として実施要綱に定めています。

なお、気象条件等の関係から一部の道県においては時期をずらして実施していますので、実施時期や内容等の詳細については、お近くの消防本部にお問い合わせください。

住宅用火災警報器(住警器)の維持管理について

平常時の維持管理

点検ボタンを押すか点検ひもをひっぱり、定期的(※1)に作動確認をしましょう。

作動確認をしても警報器に反応がなければ、本体の故障か電池切れです。(※2)警報器本体又は電池を交換しましょう。



定期的な作動確認

火災警報以外の警報が鳴った場合

火災警報以外の警報が鳴った場合

警報器本体の故障か電池切れです。(※2)警報器本体又は電池を交換しましょう。

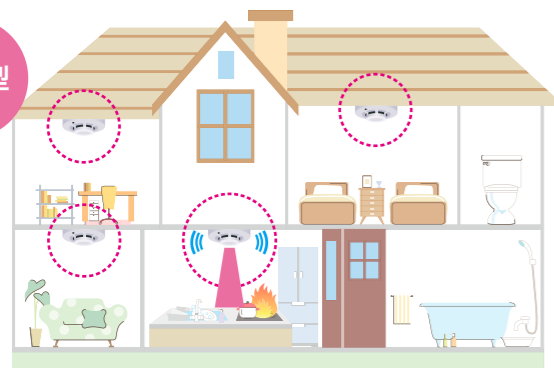


古くなったら交換

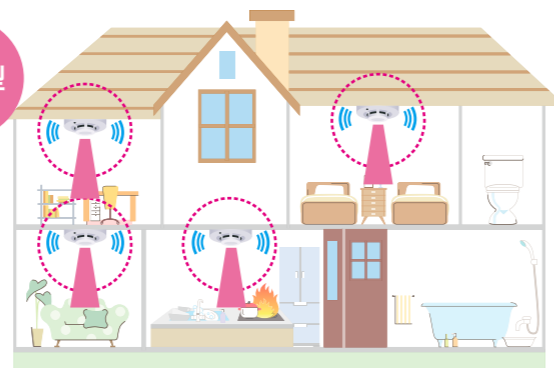
※1 警報器の作動確認は、春秋の火災予防運動の時期に行うなど、定期的の実施してください。
※2 故障か電池切れかわからないときは、取扱説明書を確認するか、メーカーにお問い合わせください。なお、電池切れと判明した警報器が設置から10年以上経過している場合は、本体内部の電子部品が劣化して火災を感知しなくなることが考えられるため、本体の交換を推奨しています。

連動型住宅用火災警報器について

単独型



連動型



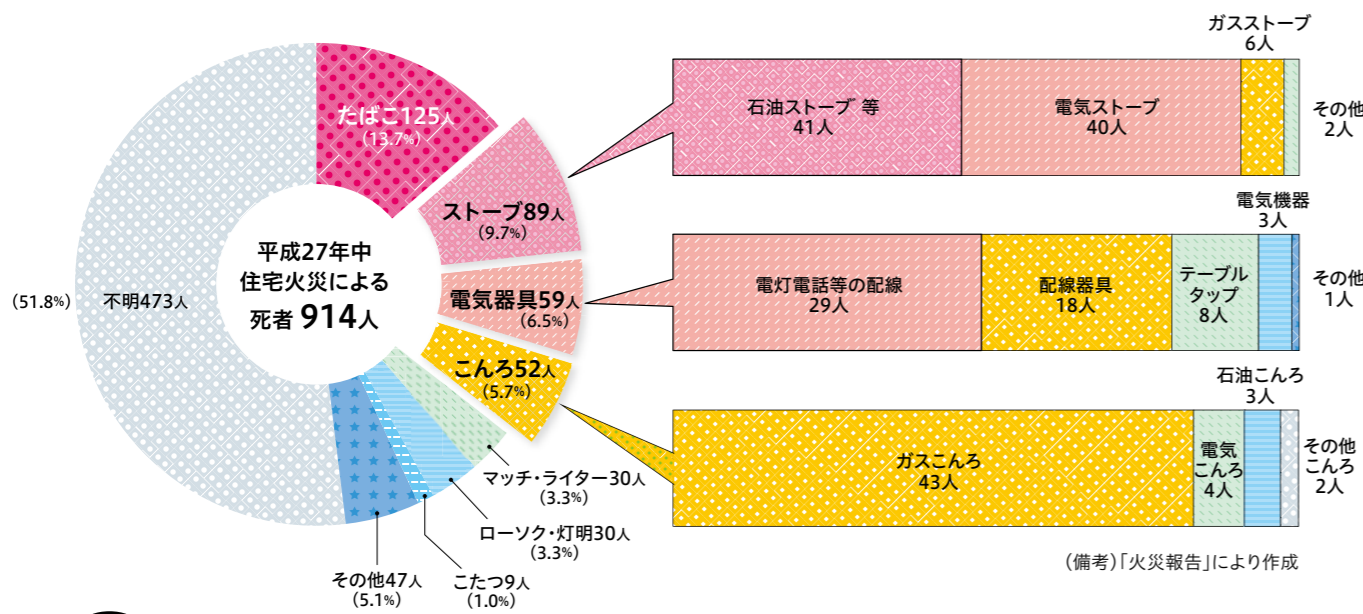
連動型住宅用火災警報器の特徴

火災を感知すると他の居室に設置された警報器も連動して警報を発する。「単独型」より、さらに火災の早期発見・早期対応に効果的。

※連動型住宅用火災警報器を設置していたため、より早く火災に気づき、避難や通報ができた事例が報告されています。



住宅火災の発火源別死者数(放火自殺者等を除く)



ガソリンの取扱いに気をつけよう!



! 噴出注意!
 ★周囲の安全を確認
 ★フタを開ける前に
 ①エンジン停止
 ②エア抜きをする
 ★高温の場所禁止

(一財)全国危険物安全協会

ガソリンは取扱い方を間違えると大変危険です!

- -40℃でも引火する。
- 揮発性が高く、その蒸気は空気より重いので、低所に滞留しやすい。
- 静電気が発生しやすく、その静電気の火花によって火災が発生しやすい。

保管・注油時の注意事項

保管時

- 直射日光のあたる場所や高温の場所で保管しない。(冷暗所で保管する。)
- 保管時はフタをしっかりと閉める。
- 携行缶の規定容量を守る。

注油時

- 火気の近くで取り扱わない。
- 周囲に人がいないか確認する。
- 通風・換気の良い場所で取り扱う。
- ガソリンの噴出・吹きこぼしに注意する。
- フタを開ける前にエア抜きをする。
- ゆっくりとフタを開ける。

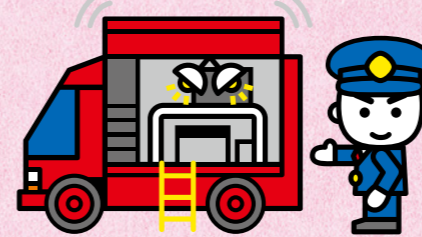
- 1 ガソリンは携行缶に入れましょう!
- 2 灯油用ポリタンクは、ガソリン用の容器ではありませんので、絶対に使用しないでください。
- 3 セルフスタンドなどでの一般客による携行缶へのガソリンの注油は厳禁です。
- 4 携行缶のフタを開ける前には、注意表示シールに書かれている事項を確認しましょう!



参加してみよう!

春季全国火災予防運動の期間中には、全国各地で防災訓練や防火講演会といった様々な行事やイベントが開催されますので、防火に対する正しい知識や技能の習得のため、積極的に参加してみてください。

平成27年中の住宅火災による死者のうち、65歳以上の高齢者が約7割を占めており、その割合は年々増加しています。これは、年をとると目や耳が不自由になり、火災に気づくのが遅れたり、あるいは火災に気づいても若い人のように迅速に動けず逃げ遅れてしまうといったことが原因の一つとして考えられています。こういった高齢者を始めとする、火災発生時の要配慮者を地域ぐるみでサポートできるよう、積極的な取組を進めましょう。



平成28年秋季全国火災予防運動の様子



● 宮城県 仙南地域広域行政事務組合消防本部
 農業祭における火災予防広報、消防業務及び住宅広報PR



● 栃木県 鹿沼市消防本部
 幼年消防クラブ防火パレード



● 富山県 第62回富山県小学生火災予防研究発表大会



● 島根県 出雲市消防本部
 大型店舗における広報活動及び防災物品展示



● 広島県 廿日市市消防本部
 自衛消防講習会



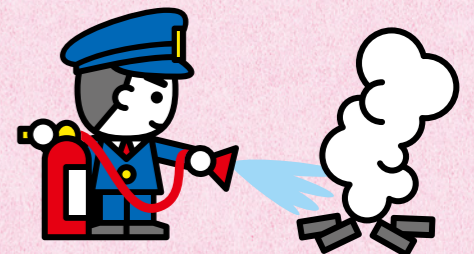
● 香川県 仲多度南部消防組合消防本部
 防火防災啓発イベント



● 熊本県 天草広域連合消防本部
 小学校における「防火・防災教室」



● 沖縄県 宮古島市消防本部
 消防フェア ~親子消防体験~





最近勧告等を行った主な調査テーマ

調査名	勧告等対象機関	勧告等年月日
有料老人ホームの運営に関する行政評価・監視	厚生労働省	平成28年9月16日
イノベーション政策の推進に関する調査	内閣府、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	平成28年9月23日 (結果公表)
がん対策に関する行政評価・監視 -がんの早期発見、診療体制及び緩和ケアを中心として-	厚生労働省	平成28年9月30日
国家公務員の働き方改革を推進するためのテレワーク・リモートアクセス環境整備の実態調査 ※内閣官房内閣人事局及びIT総合戦略室と共同調査	内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省	平成28年11月1日 (結果公表)
子育て支援に関する行政評価・監視 -子どもの預かり施設を中心として-	内閣府、厚生労働省	平成28年12月9日
発達障害者支援に関する行政評価・監視	文部科学省、厚生労働省	平成29年1月20日

※ 平成29年2月1日時点

このほか、現在調査中のテーマ及び最近フォローアップを行ったテーマについては、行政評価局のホームページにて公表しています。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/hyouka_kansi_n/index.html

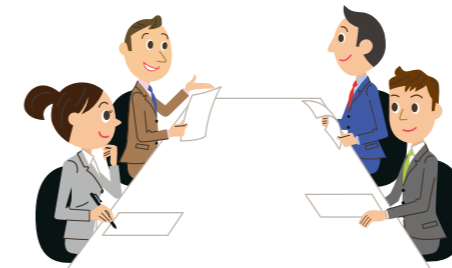
国民視点の行政を実現する/ 行政評価局調査

? 行政評価局調査とは

行政評価局が、全都道府県に設置されている出先機関(管区行政評価局・行政評価事務所)を活用して各府省の業務の現場を調査することにより、政策効果や各府省の業務運営上の課題を実証的に把握・分析し、その結果を基に、関係府省に改善方策を提示することで、よりよい行政の実現へつなげていくものです。

基本的な調査のプロセス

1 調査テーマの選定



政策評価審議会において取りまとめられた「中長期的な考え方」を踏まえ、常時監視活動を通じて収集・整理・分析した情報に基づき、調査テーマを選定

2 実地調査の実施



本省行政評価局、管区局・事務所において実地に調査し、実態把握、原因分析、改善方策等の検討を行い、結果を取りまとめ

3 改善事項の指摘(勧告等)



調査結果及び勧告事項について、総務大臣から閣議の場で、関係大臣に適切な改善措置を要請、公表

4 指摘後の改善状況の検証



勧告に基づく改善措置状況について、6月後、1年6月後の2回にわたりフォローアップを実施

- ※ 内閣の重要課題等について各府省の行政運営を常時監視し、必要に応じ臨時調査を実施
- ※ 勧告に基づく改善が不十分な場合などがあれば、3回目のフォローアップや再調査を実施
- ※ 管区行政評価局・行政評価事務所では、地域の行政上の問題について、「地域計画調査」を実施

子育て支援に関する行政評価・監視

－子どもの預かり施設を中心として－

報告日：平成28年12月9日 報告先：内閣府、厚生労働省

背景等

- 共働き世帯の増加や3世代世帯の減少などを背景に、子育て世帯では保育所等の施設利用の需要が増加
- 保育所等の定員等は目標を上回って整備が進むものの、待機児童数は8年連続で2万人超(待機児童数：2万3,553人(H28.4.1))

主な調査結果

国は、平成25年に「待機児童解消加速化プラン」を策定し、保育所整備費の補助率を上げるなどにより市町村への支援を強化。また、平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」を開始し、小規模保育施設等(原則として2歳以下の児童を預かり、定員19人以下の施設)を認可事業とするなどにより、保育所等の施設整備を推進

しかし、中には

- 1 市町村子ども・子育て支援事業計画への需要の反映が不十分**
→大規模マンション開発等による需要の増加を計画に見込んでいないものあり
→隣接市町村にある保育施設の利用状況等が計画に反映されていないものあり
- 2 小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた市町村による支援や連携内容の実行性の確認が不十分**
→連携施設の確保は5年間猶予されているが、その間の状況を見てから対策を検討とする市町村あり
→小規模保育施設と連携施設の間が離れている(移動距離が5km以上)ものや、距離があることを理由に連携施設以外に入所しているものあり
- 3 保護者の施設選択に資する情報公表が不十分**
→親が育児休業中の場合などを待機児童数に含めるか否かが市町村により異なっており、横並びでの比較が困難
→厚生労働省が平成28年9月に公表した保育施設等の利用申込者数全ての状況(入所保留児童数(注)を含む。)においても、各市町村が育児休業中の者を待機児童数に含めているか否かが不明
(注)保育施設に入所申込みがされているが、利用できていない者

主な勧告の内容

- 1 地域の実情に即したより正確な需要把握に基づく計画の作成**
- 2 実行性のある小規模保育施設等の連携施設の確保に向けた支援の推進**
- 3 待機児童数の範囲の明確化とそれを踏まえた入所保留児童数の公表**



がん対策に関する行政評価・監視

－がんの早期発見、診療体制及び緩和ケアを中心として－

報告日：平成28年9月30日 報告先：厚生労働省

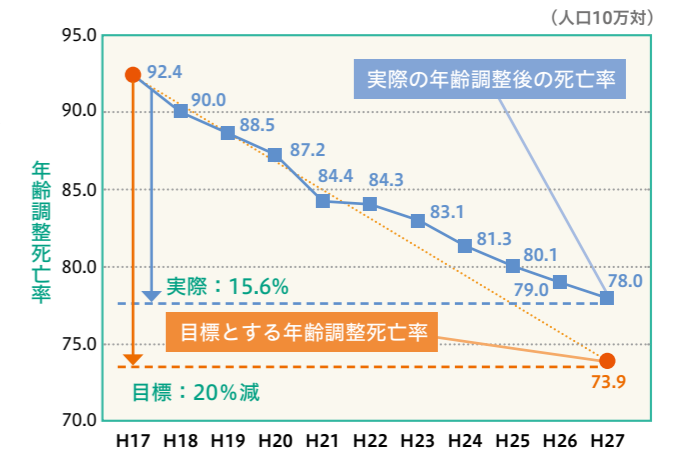
背景等

- がんは、日本人の死因の第1位であり、年間約37万人が死亡し、生涯のうちに2人に1人ががんにかかる可能性があるなど、国民にとって重大な問題
- 政府は、がん対策基本法に基づき「がん対策推進基本計画」を策定し、がん医療、がんの予防・早期発見等に係る各種対策を推進
- しかし、基本計画の全体目標である「がんの年齢調整死亡率(75歳未満)(注1)の20%減少」は達成困難。また、がん検診受診率は諸外国に比べ低調、緩和ケア(注2)の浸透は不十分などの指摘あり

(注1)人口の高齢化の影響を除いた死亡率

(注2)病気に伴う心と身体の痛みを和らげ、患者の療養生活の質の維持向上を図るための治療・看護等

全体目標(がんの年齢調整死亡率の20%減少)に対する進捗状況



(注)厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

主な調査結果

〈がんの早期発見のための取組の推進〉

- がん検診の対象者全員に個別勧奨を実施している市の受診率は高い傾向。一方、基本計画等では、個別勧奨・再勧奨(コール・リコール)の重要性に係る明確な規定なし
- がん検診の質を確保するための精度管理・事業評価について、一部の都道府県では、精度管理・事業評価が未実施、評価結果の公表が行われていないなど不十分な状況

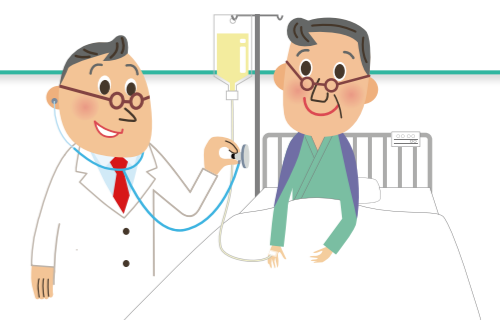
〈緩和ケアの推進〉

- 拠点病院において最低限提供すべき緩和ケアが提供されていない事例あり。また、拠点病院間で緩和ケアの提供体制及び提供内容が区々となっている状況
 - 拠点病院及び拠点病院が作成した緩和ケアマップ(注3)に掲載されている地域の病院・診療所の緩和ケア研修の受講状況は不十分
- (注3)当該拠点病院が所在する2次医療圏にある緩和ケア病棟や在宅緩和ケアが提供できる診療所等の一覧

主な勧告の内容

- 次期基本計画等において、コール・リコールの徹底を明記
- 都道府県に対し、評価結果の公表など精度管理・事業評価の実施を徹底

- 拠点病院に求められる緩和ケアの徹底
- 拠点病院の医師への受講指導の徹底及び緩和ケアマップ掲載病院等への受講勧奨の促進



e-ネットキャラバン

青少年のインターネットの安全・安心な利用のため総務省、文部科学省及び通信関係団体、企業が連携して、全国に“無料”で講師を派遣する出前講座を行っています。
平成18年のスタートから約1万5000回、のべ200万人以上の全国の児童・生徒及び保護者等が受講しています。

【対象】 児童(小学校3年生以上)・生徒及びその保護者、教職員等

【内容】 ネット依存、ネットいじめ、誘い出し・なりすまし、個人情報、ネット詐欺、チェーンメール、著作権・肖像権といった項目について、子どもに迫るネットの危険の実態を正しく知り、予防法を学ぶ。



e-ネットキャラバン Plus

青少年のフィルタリング利用促進を図るため、スマートフォンのフィルタリングについての説明に特化したe-ネットキャラバンPlusを平成28年から実施しています。

【内容】 ①フィルタリングを取り巻く環境 ②フィルタリングとは? ③子どもの成長に合わせたフィルタリングの設定 ④スマホのフィルタリングの仕組み(不適切なサイト/アプリのフィルタリング) ⑤iOSの機能制限 ⑥フィルタリングの設定 ⑦「Googleアカウント」と「Apple ID」 ⑧代表的なサービスの設定 ⑨使うべきフィルタリングと設定手順のまとめ

講座	『e-ネットキャラバン(e-ネット安心講座)』			『e-ネットキャラバンPlus』	
				標準(セット版)	フル版
対象	児童・生徒向け			保護者・教職員向け	
学年等	小学生(中学年)向け 小学3年生～4年生	小・中学生向け 小学5年生～6年生 中学1年生(1学期)	中・高校生向け 中学1年生～3年生 高校1年生～3年生	保護者・教職員	
時間(目安)	45分	50分	60分～90分 60分の例=安心講座(40分)+Plus(20分)		
内容	「危険の実態(事例)」「予防・対策」「心構え」			「スマホのフィルタリングや端末設定の概要」	

お申し込み・お問い合わせ

一般財団法人マルチメディア振興センター

TEL:03-5403-1090 FAX:03-5403-1092 URL:http://www.e-netcaravan.jp/

【申込期間】 開催希望月の4ヵ月前の1日～開催希望日の2ヵ月前(期間経過後はお問い合わせください)

春のあんしんネット・新学期一斉行動について

多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする機会が多い、春の卒業・進学・新入学の時期に、総務省をはじめとする関係府省庁・関係事業者等と連携・協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」を実施しています。
この時期を機会に、あらためて青少年の正しいインターネットの使い方について理解を深めましょう。

インターネットを正しく利用してもらうため、総務省として以下の取組を行っています。

総務省では、青少年のインターネット利用について、フィルタリングに関する取組の推進、家庭における話し合い・ルール作りの推奨、学校や地域・事業者のサービス提供を通じて、関係団体とも協力して安全・安心な利用のための啓発活動等に取り組んでいるところです。

インターネットトラブル事例集 平成28年度版(総務省ホームページ)

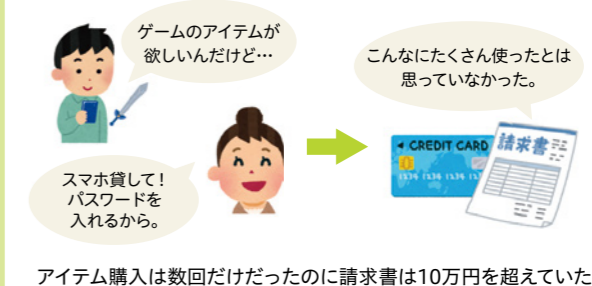
青少年が正しくインターネットを利活用するための指導の際の資料として、実際にインターネットの利用を通じて発生したトラブルの事例を紹介し、子どもたちが気を付けるポイントについて事例ごとにとりまとめたご紹介しています。



スマホの過度な使用による日常生活への支障



ゲームに夢中になっている最中に生じた高額課金



● 内容については総務省のホームページからダウンロードいただけます。

総務省 トラブル事例集

検索



総務省での高校生のプレゼンの模様

生まれたころからインターネットを利用することができる環境に育ち、スマートフォンをはじめとするインターネット接続機器を自在に使いこなしている全国の高校生が、独自の視点でICTの正しい利用について考え、意見を述べ、その意見を集約して、その成果を総務省に提言として発表しました。

平成28年度は、全国で107の高校から476人の高校生が参加しました。

平成28年12月14日に開催された最終報告会では、高校生代表2名が、高校生が考えたネットトラブルの予防法と対策について、金子総務政務

官を前にプレゼンを実施、意見交換を行いました。

高校生からは、ネット上のいじめについての対処法やネットの正しい利用法について、大学生から高校生、高校生から中学生へというような年齢の近いひとから自らの経験を伝える仕組みを作るべきだという提案や、ネット上での肖像権や著作権についてもっと学ばべきであるといった具体的な提案も寄せられました。

高校生代表は、同日、内閣府及び文部科学省でも報告を行い、幹部職員をはじめとする関係者への報告及び意見交換を行いました。



全国大会での熟議の模様

高校生 ICT Conference の歩み

- 平成23年度** 「ネットとケータイの問題点」他
 開催場所:大阪 参加生徒数:11校 52人
- 平成24年度** 「スマートフォン時代の情報モラルと利活用」
 開催場所:東京・大阪 参加生徒数:17校 79人
- 平成25年度** 「考えてみよう!情報モラル・情報リテラシー教育の5W1H」
 開催場所:北海道・東京・奈良・大阪・大分
 参加生徒数:51校 267人
- 平成26年度** 「考えよう!これからのスマートなネットの使い方・あり方」
 開催場所:北海道・東京・奈良・大阪・大分
 参加生徒数:44校 221人
- 平成27年度** 「言いたい!イマドキのネットのルール&マナー!!~ 高校生のボクたちだから ~」
 開催場所:北海道・長野・石川・神奈川・東京・奈良・大阪・福岡・大分
 参加生徒数:78校 310人

平成28年度開催地

北海道 宮城 東京

神奈川 新潟

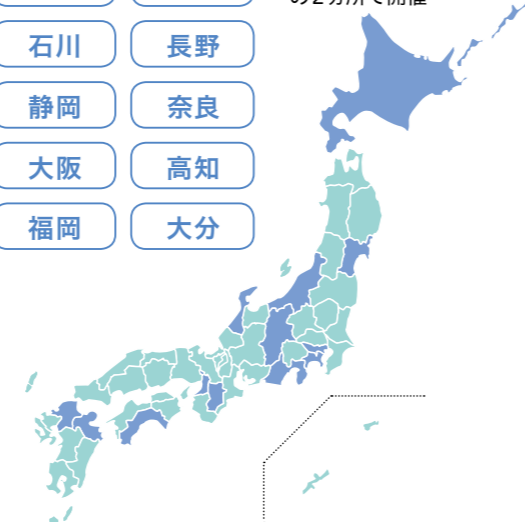
石川 長野

静岡 奈良

大阪 高知

福岡 大分

※北海道は、札幌、帯広の2カ所で開催



高校生 ICT Conference

高校生 ICT Conference



高校生 ICT Conference(カンファレンス)とは、ICTの正しい利用方法について高校生が、自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表することにより、青少年がインターネット社会に臨む環境整備の一助になることを目指すために開催しています。総務省をはじめとする、国、民間団体、協賛企業等が一体となって平成23年度から開催しています。

平成28年度の
テーマ

ネットトラブル!どうする?【予防】と【対策】
~トラブルに巻き込まれないために、巻き込まれたら~

開催の流れ

各地域開催
(8月~10月)

全国14カ所でワークショップ(議論を重ねる熟議)形式の議論を実施、地域代表(1名)を選出

サミット
(11月:東京)

各地での議論をもとに、高校生が政府への提言をまとめるための議論を実施、代表(2名)を選出

※地域独自の高校生ワークショップイベントの代表も招待参加
(2016年度は福井県、沖縄県から参加)

最終報告会
(12月:東京)

総務省をはじめとする関係府省庁に対して提言を発表

高校生 ICT Conference2016 <http://www.good-net.jp/ict-conference/2016/>

- 主催** 高校生 ICT Conference 実行委員会
 (構成:安心ネットづくり促進協議会、大阪私学教育情報化研究会、一般社団法人モバイルコンテンツ審査監視機構、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会)
- 共催** 総務省、文部科学省、内閣府、経済産業省、消費者庁
 (平成28年度)



在外選挙制度

外国にいても
日本の国政選挙で
投票ができます。

活用しよう! 在外選挙制度

投票のために「登録申請」をしましょう

「在外選挙制度」により、外国にいても衆議院議員選挙(小選挙区選挙・比例代表選挙)および参議院議員選挙(選挙区選挙・比例代表選挙)で投票することができます。

海外で投票するためには、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館(領事事務所を含む。)を通じて、日本での最終住所地または本籍地の市区町村選挙管理委員会に在外選挙人名簿への登録を申請する必要があります。

登録された方には、投票に必要な「在外選挙人証」が、申請先の市区町村選挙管理委員会から日本大使館・総領事館を通じて交付されます。



在外選挙人名簿の登録資格

日本国籍をお持ちの方

年齢が満18歳以上の方

海外に3カ月以上お住まいの方

住所を管轄する日本大使館・総領事館の管轄区域内に引き続き3カ月以上お住まいの方

留意点

申請時に3カ月以上住所を有している必要はなく、在留届の提出と同時に申請することができます。3カ月以上住所を有していることが確認された後に、市区町村選挙管理委員会において在外選挙人名簿に登録されます。

さらに詳しく知りたい方は

- 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
- 外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

在外選挙制度

検索

在外選挙人名簿への登録申請方法

申請者本人または申請者の同居家族等が直接、お住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口で申請してください。

▶ 申請書は日本大使館や総領事館の窓口にあります。また総務省のホームページでも入手できます。

申請時に必要となるもの

[申請者本人が申請する場合]

- 1 旅券(パスポート)等
- 2 日本大使館・総領事館の管轄区域内に住所を定めた年月日から、登録申請日まで居住していることを証明する書類(住居の賃貸借契約書、居住証明書、住民登録証、住所が記載されている電気・ガス代の領収書など)

[同居家族等を通じて申請する場合]

- 左記①・②に加えて次の③・④が必要です。
- 3 申請を行う同居家族等の方の旅券(パスポート)
 - 4 申出書(同居家族等の方に委任したことを示すものです。あらかじめ、申請者本人が、この「申出書」と「在外選挙人名簿登録申請書」に署名する必要があります。)

注意事項

- 海外への転出時には、お住まいの市区町村において転出届を提出する必要があります。
- 申請書には、日本での最終住所地と本籍地を記入する必要がありますので、事前にご確認ください。
- 登録申請をした市区町村の選挙管理委員会から、日本大使館・総領事館を経由して在外選挙人証が交付されます。在外選挙人証は、投票する都度提示していただくものです。大切に保管してください。
- 帰国後、転入届を提出して4カ月を経過した時には、在外選挙人名簿から抹消されます。その後、再び海外に転出した場合には、あらかじめ在外選挙人名簿への登録申請が必要です。また、国内の選挙人名簿に登録された場合や在外選挙人名簿から抹消された場合には、在外選挙人証は交付を受けた市区町村の選挙管理委員会に返納しなければなりません。

改正トピックス

平成28年12月に行われた公職選挙法の一部改正により、最終住所地の市区町村の選挙人名簿に登録されている人は、国外転出時に、その市区町村の選挙管理委員会に対し、在外選挙人名簿への登録の移転の申請を行うことができます(平成30年6月1日までの間において政令で定める日から施行)。

在外選挙の投票方法

海外で投票する場合

最寄りの日本大使館・総領事館で在外公館投票が実施されるか否かについては、直接お問い合わせいただくか、外務省のホームページでご確認ください。

在外公館投票が実施される場合
「在外公館投票」と「郵便等投票」のどちらかを選択して投票できます。

在外公館投票が実施されない場合
「郵便等投票」を行うことができます。

在外公館投票

直接日本大使館・総領事館(領事事務所を含む)に向いて、在外選挙人証と旅券等の身分証明書を提示して投票する方法です。在外公館投票が実施される日本大使館・総領事館であれば、どこでも投票できます。

郵便等投票

登録先の選挙管理委員会に対して、投票用紙等の交付請求を行い、入手後に投票用紙等に記載の上、再び登録先の選挙管理委員会へ郵便等により送付することにより投票する方法です。

日本国内における投票

- 期日前投票
- 不在者投票
- 当日投票

3つの投票方法に
より投票できます。

地方公共団体に対するオンライン申請

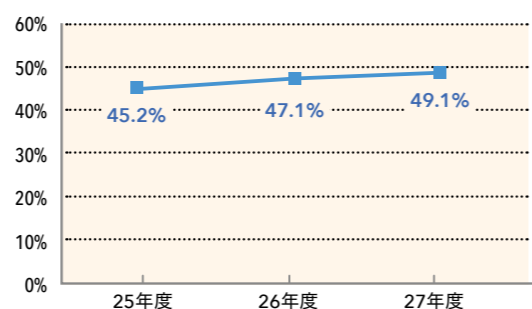
地方公共団体の扱う手続のオンライン利用状況は、「電子自治体オンライン利用促進指針」(平成18年7月策定)に定められる利用促進対象手続(21類型)について、年間総手続件数(推計)が3億8447万件であり、そのうちオンラインを利用したものは1億8883万件であり、オンライン利用率は49.1%となっています。

前年度と比較すると、2.0ポイント増加(26年度47.1%)しています(図表3)。

年間総手続件数(推計)が多い上位3手続の利用率の内訳をみると、「図書館の図書貸出予約等」は62.8%(26年度60.2%)、「文化・スポーツ施設等の利用予約

等」は55.7%(26年度55.7%)、「eLTAX」は48.2%(26年度43.5%)であり、前年に比べ増加または同等となっています。

図表3 オンライン利用状況



(注1) 対象手続は、「電子自治体オンライン利用促進指針」において、オンライン利用促進対象手続に選定した手続(http://www.soumu.go.jp/main_content/000076232.pdf)
(注2) オンライン利用率の分母である年間総手続件数は、対象手続を既にオンライン化している団体における総手続件数と人口を基に算出した、全国における推計値

オンライン手続

インターネットで行政手続を利用できます!

総務省は、平成28年12月22日に、「平成27年度における行政手続オンライン化等の状況」^{*}を公表しました。これは、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(平成14年法律第151号)第10条・第11条に基づいて、インターネットで利用できる法令に基づく行政手続(オンライン手続)の種類とそれぞれの利用状況について各府省が調査を行い、総務省がその結果をとりまとめて毎年公表しているものです。今回は、公表の概要とともに、主なオンライン手続を紹介します。

総務省は、オンライン手続を使いやすく、便利なものにしていくため、各府省とサービスの改善に取り組んでいます。インターネット環境があれば役所に行かなくても行政サービスをご利用いただけるオンライン手続をぜひご利用ください。



^{*} 総務省報道資料
「平成27年度における行政手続オンライン化等の状況」

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan05_02000047.html

電子政府の総合窓口 e-Gov (イーガブ)

毎年3～4月は、従業員の異動に伴う社会保険や雇用保険関係の手続が集中する時期で、行政機関の窓口が混雑していて、手続に時間がかかってしまいます。

電子政府の総合窓口e-Gov(イーガブ)では、24時間365日オンライン申請を受け付けており、大変

便利です。また最近では、より簡単にオンライン申請ができる、e-Govの外部連携API^{*}に対応したソフトウェアも市販されています。ぜひ、この機会にオンライン申請をご活用ください。

e-Gov 検索

^{*} API…Application Programming Interfaceの略



インターネットで利用できる行政手続には以下のようなものがあります。

登記関係	登記・供託オンライン申請システム http://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/	登記申請、登記事項証明書の交付請求、供託申請等
国税申告・納税	国税電子申告・納税システムe-Tax http://www.e-tax.nta.go.jp/	国税申告手続、納付手続等
地方税申告・納税	地方税ポータルシステムeLTAX http://www.eltax.jp/	地方税申告手続、納付手続等
社会保険・労働保険	電子政府の総合窓口e-Gov http://www.e-gov.go.jp/	健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届、雇用保険被保険者資格取得・喪失届、労働保険の年度更新等
無線局	電波利用 電子申請・届出システム http://www.denpa.soumu.go.jp/public/index.html	無線局の免許申請、再免許申請、変更申請等
自動車保有手続	自動車保有関係手続のワンストップサービス(OSS) http://www.oss.mlit.go.jp/portal/	自動車の新車新規登録

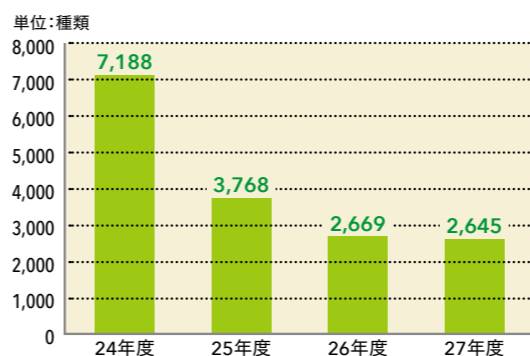
国に対するオンライン申請等

平成27年度において、オンラインでの利用が可能であった国の申請・届出等手続は、2,645種類となり、前年度(2,669種類)から24種類減少しました。これは書面等も含め申請等がない手続のオンライン利用を停止したことによるものです。近年、国ではニーズの低いオンライン手続を見直してきましたが、今回の調査結果ではその減少幅が大幅に小さくなっており、オンライン手続の見

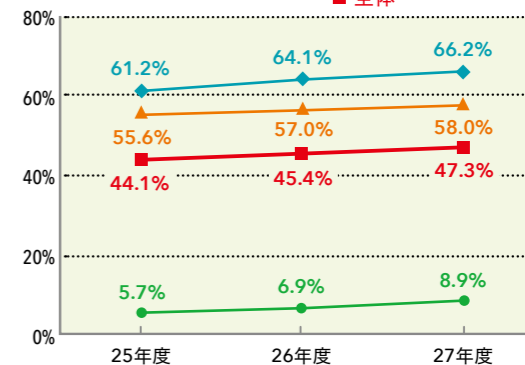
直しが一段落したことを示しています(図表1)。

また、オンラインでの利用が可能な申請・届出等の全申請・届出等件数に占めるオンライン利用の割合(オンライン利用率)は、47.3%でした。政府では、これらの分野を中心に、申請に必要な書類の削減・簡素化や事務処理時間の短縮化、申請システムの使い勝手の改善等を行い、利便性の向上に努めているところです(図表2)。

図表1 インターネットで利用可能な申請・届出等手続の種類数



図表2 オンライン利用率の推移





楠木正成の生誕の地「楠公(なんこう)誕生地」。近くには正成の産湯に使われた「楠公産湯の井戸」や「千早赤阪村立郷土資料館」もある。



1~2月に5万本のニホンスイセンの花が満開となる「スイセンの丘」。この上には楠木正成没後600年を記念して建立された「奉建塔」がある。



金剛生駒紀泉国定公園内にある「千早川マス釣場」。釣った魚は持ち帰りでき、併設のレストランで料理してもらい食べられることもできる。



その年の豊作と繁栄を祈願する「建水分(たけみくまり)神社秋まつり」。近隣地域のだんじり(地車)18台前後が宮入りする様は圧巻。

宮入り日：毎年10月第3土曜日



「下赤阪の棚田」には、楠公さんが、注意を呼びかける看板も！

昭和41年に開通した、村営の「金剛山ロープウェイ」。標高975mの金剛山駅まで6分で到着する。

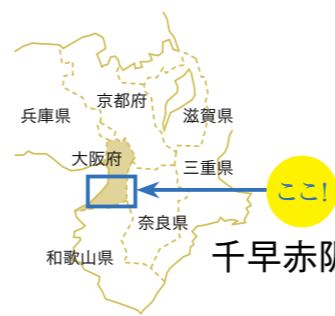


大阪府内、唯一の村

自然・歴史とともに歩んできた

千早赤阪村と奈良県御所市との境目にある「金剛山」(標高1,125m)。健康登山の山としても知られ、出勤前に登る人がいるなどファンが多い。山頂では登山回数を記録してもらえ、中には1万5000回以上登った人も。

代末期から南北朝時代にかけての武将で、後醍醐天皇の召しに応じて鎌倉幕府打倒に貢献した人物です。村内には、生誕地や産湯の井戸、本拠地となった山城跡などが数多く残されており、「太平記の村」とも呼ばれています。山腹には、その太平記にも登場する「下赤阪の棚田」もあり、春夏秋冬それぞれに美しい景色を見せてくれます。しかしこの景色は自然の産物ではなく、長きにわたり農耕を続けてきた人々の手によるもの。この村の人々は、雄大な自然・悠久の歴史とともに暮らし、今なお守り続けているのです。



プロフィール
人口 5,476人 (平成29年1月末日現在)
面積 37.3km²
HP <http://www.vill.chihayaakasaka.osaka.jp/>



大阪府 千早赤阪村

Chihayaakasaka-mura

金剛山の麓にある
南北朝時代の名将
楠木正成ゆかりの地

大阪府の南東部に位置する、府内唯一の村、千早赤阪村。大阪市から車や電車で約1時間というアクセスの良い場所にありながら、山々や棚田が織りなす里山の景色には、「ここが大阪？」と目を疑うほどです。村内には、府内最高点を誇る「金剛山」の登山口があり、年間約120万人もの登山客が訪れます。山麓の千早駅と山上にある金剛山駅を結ぶ「金剛山ロープウェイ」からは、大阪湾や関西国際空港のほか、晴れた日には淡路島まで見渡すことができます。そしてなにより、千早赤阪村は楠木正成ゆかりの地。正成は鎌倉時代末期から南北朝時代にかけての武将で、後醍醐天皇の召しに応じて鎌倉幕府打倒に貢献した人物です。村内には、生誕地や産湯の井戸、本拠地となった山城跡などが数多く残されており、「太平記の村」とも呼ばれています。山腹には、その太平記にも登場する「下赤阪の棚田」もあり、春夏秋冬それぞれに美しい景色を見せてくれます。しかしこの景色は自然の産物ではなく、長きにわたり農耕を続けてきた人々の手によるもの。この村の人々は、雄大な自然・悠久の歴史とともに暮らし、今なお守り続けているのです。



村の木と花である、クスノキとヤマユリを背景に、「太平記の村」と記した金剛山が描かれたマンホール。「太平記」は楠木正成が登場する古典文学。



けんこうは食べることから 子どもたちへの食育

千早赤阪村では、村民主体の健康づくりや健康寿命の延伸に向けて、平成18年から「健康ちはやあかさか21」を推進しており、その一貫として、子どもたちへの食育には特に力を入れています。

子どもの頃から「食」への意識を高め、同時に郷土愛を育んでもらいたいと、粉豆腐やじゃり豆など地元の食材や郷土食を給食に取り入れ、郷土料理のレシピ集を制作して配付をしたり、郷土食の親子クッキング教室を開催するなど、幅広く取り組んできました。

それらの活動の成果として、平成27年度のアンケートでは、「村の大人よりも子どもたちのほうが、村の郷土食に詳しい」という結果が出ているのだそうです。

給食には昔から村で食べられてきた食材が取り入れられ、子どもたちは食べながらその歴史や作り方などについて学ぶ。



村で育つマコモダケも給食に。中国や台湾からの輸入物が多い中、国産品として重宝されている。



「村の豊かな緑と水と自然の恵み、そして地域の食文化が失われないよう、次世代に伝えていきたい」と松本昌親村長。



- ③ ④平成21年から毎年11月に実施している「金剛山の里 棚田夢灯り&収穫祭」。約3,000個の灯籠が設置された棚田は幻想的で美しい。当日は、村立中学校運動場にて、地元団体が模擬店を出店する収穫祭も行われ、たくさんの人でにぎわう。
- ⑤棚田で収穫された米を使った、「棚田米ぶちケーキ」や「棚田米プリン」は人気のご当地スイーツ。



③



①



②

- ①水田4枚(約500㎡)で、耕運や草刈り、田植え、稲刈りなどを学ぶ「大人の棚田塾」の様子。
- ②「棚田むすびの会」により、平成25年から実施している「早乙女*の田植え」。
*田植えをする若い女性のこと。



棚田の保全活動



大阪府 千早赤阪村 Chihayaakasaka-mura

行いました。現在は、府民ボランティア団体「棚田・ふるさとファンクラブ」や関西を中心に棚田保全活動を行う「棚田むすびの会」などとともに、草刈りや景観作物の栽培、早乙女*による田植えなどを行っています。
また、棚田農業の担い手として、援農や賃借により持続的な営農活動を目指す人を育成するプロジェクト「大人の棚田塾」を平成25年から3年間行い、現在は塾の卒業生で結成された「下赤阪棚田塾」が地元農家とともに棚田を守っています。

平成11年、この棚田は「日本の棚田百選」に選ばれ、これを機に地権者らによって「下赤阪棚田の会」が結成されました。農家の高齢化や後継者不足によって棚田の維持管理が難しくなったことから、この景観を守り後世に残していくことを目的に立ち上がったのです。会の結成にあたっては、村が大阪府と協力しながら、地元農家への呼びかけや調整を

美しい棚田を 後世に 伝えるために

約250枚の水田からなる「下赤阪の棚田」は、室町時代を起源とする歴史的にも貴重な棚田で、現在も昔とほぼ変わらぬ方法で米づくりが行われています。
春は田んぼの水が空を映し、夏は育った稲が青々と輝き、秋は黄金色の稲穂が波打ち、冬は一面の雪化粧。このように、四季折々に変化する美しい棚田を写真に残そうと、カメラを抱えた人々が集まる、千早赤阪村の絶景スポットです。

YouTube



LIVE! LIFE! ちはやあかさか村

動画サイト「YouTube」で、千早赤阪村のプロモーションビデオを公開しています。村内に住むエイミーちゃんがナビゲーターとなって四季折々の村の魅力を紹介しています。ぜひご覧ください。



Column

英語一貫教育「EGCP」

～英語が飛び交う村に～

千早赤阪村では、平成17年から村内の幼稚園・小学校・中学校に向けて、英語の一貫教育「EGCP*」に取り組んでいます。

村の子どもたちに、様々な人と積極的に関わり、臆(おく)せずコミュニケーションをとれる人になってもらいたい。幼い頃から海外の人も接し、多様な文化に触れてほしい。小さな村だからこそ、授業を通してそのきっかけをつくりたいとスタートさせたものです。

ALT*(外国語指導助手)として迎えられたのは、ガーナ共和国出身のノア・エンクルマ・アダサ先生。楽しいゲームやダンスを交えるなど、学年年齢に応じて生きた英語を教えています。子どもたちはもちろん、地域住民にも大人気のノア先生。「私たちに英語を教えて」との声も多く、現在では村の大人を対象にした村民大学講座でも英会話を教えているそうです。

* EGCP/English for Global Communication Program
* ALT/ Assistant Language Teacher



ALTのノア先生は村の人たちに大人気。

海外派遣事業を通して、オーストラリアに短期留学も。

幼児期の英語はリズムとともに覚えるのが効果的。

制作 一般財団法人 日本防火・危機管理促進協会
後援 消防庁 全国消防長会

春の 全国火災
予防運動

3/1~3/7

消
しま
し
よ
う

その火その時
その場所で

永野 芽郁



このポスターは、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。

